平成２２年（フ）第３２号
北海道旭川市東光14条２丁目１番５号　杉本マンション２Ｆ　Ｂ号室
債務者　東内　美好
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月28日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３７号
北海道旭川市神楽１条12丁目１番12号　コスモ神楽Ａ202
債務者　小笠原英一
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月28日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３８号
北海道旭川市大町２条11丁目173番地　ニチイコーポＢ－１号室
債務者　岩間　静美（旧姓廣島）
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月28日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１８７号
大阪市淀川区新北野３丁目９番10号　エコービル203号
債務者　鈴木　　哲
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月30日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６９８号
大阪府茨木市橋の内２丁目７番９―203号
債務者　木下　和男
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８８１号
大阪府東大阪市稲田三島町２番34―1107号
債務者　坂本　陽志
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８９３号
大阪府門真市大字桑才205番地
債務者　原田　優美
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９１２号
大阪市平野区長吉長原東３丁目11番８―403号
債務者　髙木真規子
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月30日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２６号
岡山市北区中井町２丁目８番２号、旧住所岡山県津山市小田中1858番地６
債務者　青木眞知子
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月７日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２４７７号
千葉県八千代市八千代台西８丁目２－６
債務者　深井　秀一
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２５９２号
東京都品川区平塚２丁目10―21―203
債務者　中山　貴之
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２５９３号
埼玉県川口市大字木曽呂124－６　Ｋハイツ　Ｃ202
債務者　石澤　優子
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２６０７号
東京都江戸川区松本１丁目16―19
債務者　岩楯　直美
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月20日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２６０８号
東京都練馬区西大泉１丁目15―２
債務者　米倉　　廣
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２６１０号
東京都大田区羽田３丁目26―14
債務者　松澤　光昭
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部